

大学院学位論文の題目および概要

Graduation Thesis Title and Abstract

修士（専門職）学位論文

Thesis of Master of Intellectual Property

① 氏 名	坂口 智彦
② 指導教員氏名	田浪 和生・岡本 清秀
③ 論文題目	日本の企業の知的財産戦略の実態と分析
④ 論文の概要	新興国の台頭、長引く円高で各企業の海外移管の状況下で、優位な位置に立つために「知的財産」が重要と言える。本研究では知的財産戦略、中でも技術と密接に関係する特許権に絞り、知的財産活動調査の統計を利用して分析・考察を行うことで、知的財産戦略に関する各業界の現状把握と今後の課題を明らかにし、日本の産業の生き残りについて考察した。今後、伸張が期待される産業を成長させ、日本の基幹産業の一つとするのが重要であり、また同時に、半導体などが経験した、容易にキャッチアップされてしまうという失敗を繰り返さないためには何が必要なのか、この2つが日本産業の生き残りにとって最も重要なことであると総括した。

① 氏 名	三宅 絵里子
② 指導教員氏名	田浪 和生・岡本 清秀
③ 論文題目	知的財産権担保融資 —知財を担保とした融資の在り方に関する考察と提言—
④ 論文の概要	知的財産権担保融資とは、土地・不動産や信用力が不足していて金融機関からの借入が困難な企業に対し、市場性のある知的財産権（特許権、著作権等）を担保として行う融資のことを言う。これは優れた技術を有しながらもそのポテンシャルに見合った資金提供を受けられていない企業の資金調達の円滑化を促進するものとして期待できる。しかしながら現在まで本制度は積極的に活用されていないのが実情である。文献及び中小企業、金融機関、行政へのインタビューを通じて得た現在の知的財産権担保融資における問題点について考察し、諸外国の制度も参考にしながら今後の日本における知的財産権担保融資の在り方について提言をするものである。

① 氏 名	寺谷 久美
② 指導教員氏名	田浪 和生・山崎 寿郎
③ 論文題目	職務発明制度に対する今後の在り方についての一考察
④ 論文の概要	我が国の職務発明制度は2005年に改正されたが、改正後の現在においても様々な問題が残存し、当事者がリスクを抱え続ける状況にあり、グローバル化する現社会への負担等から抜本的改革が求められている。他国において、知財力向上や企業の利益率・シェアが拡大する中で、我が国での特許出願件数の減少や企業勢の商品開発力低下への懸念がされる今、我が国における職務発明の活性化がより必要になっていると考える。そこで本稿では、それらの問題を踏まえた上で、諸外国制度との比較において問題解決への手掛かりを探り、それを参考に今後の我が国における職務発明制度の在り方について検討し、新たな対応策について考察を行った。

① 氏 名	藤本 千春
② 指導教員氏名	田浪 和生・岡本 清秀
③ 論文題目	非係争条項の独占禁止法上の取り扱いに関する考察 —マイクロソフトコーポレーション審決等—
④ 論文の概要	本稿は、契約における非係争条項の独占禁止法上の取り扱いに関して、マイクロソフトコーポレーション審決（以下「MS審決」という。）等を通じて、考察を行うことを目的としている。我が国においては、MS審決では、マイクロソフトコーポレーションの行為は拘束条件付取引に該当するという理論構成をとっている。しかしながら、同審決は優越的地位の濫用を適用すべきであったと筆者は思料する。なぜなら、平成21年改正において、優越的地位の濫用は課徴金納付命令の対象とされたため、今後類似の事案については、より強い制裁を課すため、MS審決はその前例となるべきであったと考えられるからである。

① 氏 名	知的財産研究科修了生
② 指導教員氏名	岩本 章吾
③ 論文題目	パチンコ機及びパチスロ機パテントプール事件に関する独占禁止法21条についての考察
④ 論文の概要	本論文は、知的財産権と独占禁止法との関係を理解するために、両法律に関する事件の中で、類似の事件でありながら結論が逆になった「パチンコ機パテントプール事件」と「パチスロ機パテントプール事件」を取りあげて研究を進めて行った。上記2事件の結論が逆になった理由として、パテントプールの違法性について4つの要件を挙げ、比較・検討を行った。そして、上記の比較・検討をもとにこの2つの事件は審決・判例の通り結論が逆になるのか否か？又は両事件ともに独占禁止法に抵触していると判断すべきだったか（その場合どのようなパテントプールが独占禁止法と解すべきか）？という点について考察を進めていった。

① 氏 名	田中 雅也
② 指導教員氏名	岩本 章吾
③ 論文題目	パテントプールの独占禁止法における違法性の判断基準に関する考察 —日米欧における規制の比較を踏まえて—
④ 論文の概要	パテントプールは現在、標準化活動の活性化等の影響により注目を集めている。しかし、パテントプールは競争促進効果と競争制限効果を持つため、独占禁止法との関係で度々問題となっている。現時点においては公正取引委員会の発するいくつかのガイドラインにより判断基準が示されているが、基準としてはあまり意義をなしていないと思われる。よって、本研究では、まず先立って、独占禁止法21条とパテントプールの関係を明確にし、その上で、日米欧のガイドライン等や日米のパテントプールに関する判例を比較・整理・検討することによって、当該違法性の判断基準をより簡潔で明確なものとし、今後の課題について述べた。

① 氏 名	岩田 一馬
② 指導教員氏名	都築 泉
③ 論文題目	太陽電池における各社の特許戦略
④ 論文の概要	このテーマを選択した理由は、「太陽電池」と一口に言っても種類や用途が多岐にわたり非常に調査のしがいがあること、またこれからの期待されるエネルギー技術でもあるためである。本論文では、まず太陽電池の概略を説明、その後種類や種類ごとの特徴、市場の規模などを述べ、調査の手がかりとする。そして、検索対象となる企業を数社選定し、特許出願数及び登録件数とその動向を調査する。また、明細書に実際に記載された技術内容を把握することにより、各社の太陽電池の種類や用途の特徴を分析する。さらに、各社の共同出願の状況と特許取得状況の関連性を把握し、技術開発戦略および特許戦略を考察し、私見を述べる。

① 氏 名	西田 圭輝
② 指導教員氏名	都築 泉
③ 論文題目	インホイールモータに関する企業別特許戦略比較
④ 論文の概要	地球温暖化及び石油の枯渇危機により、電気自動車に注目が集まっている。電気自動車の技術は、電池・モータ・制御に大きく分けることができる。電気自動車の技術の中でもホイールをモータで直接駆動するインホイールモータに注目した。インホイールモータは、電気自動車の技術の中でも先進技術の1つである。そこで、本研究は、インホイールモータにおいて事業分野が異なるトヨタ自動車、NTN及びブリヂストンにおける特許戦略の差異及び特徴を分析した。 調査・分析では、まず検索式をキーワードと特許分類の組み合わせにより2つ作成、次に、これらの検索式で得られた検索結果を合算し、特許解析ツールにより分析する、という手法で行った。

① 氏 名	野田 和明
② 指導教員氏名	都築 泉
③ 論文題目	汚泥処理技術に関する主要企業の特許戦略
④ 論文の概要	このテーマを選んだ理由は、汚泥処理に関する企業に就職するに当たり、入社後に活躍するための基礎としたいという狙いがあったからである。まず汚泥とは何かという点から始め、処理方法や目的について述べる。日本における汚泥の歴史的背景を述べ、調査の手掛かりとする。これらの世の中の流れを踏まえ、近年の技術動向を調査する。具体的には関連特許を出願している企業を数社選出し、関連FIを幾つか検出する。これらの主要企業とFIを当てはめ、各企業の技術分析を行う。次に登録状況も調査し、明細書を目視して具体的な戦略を分析する。最後に汚泥処理技術の方向性を考察し、当該技術の有効な特許出願戦略についての私見を述べる。

① 氏 名	知的財産研究科修了生
② 指導教員氏名	平松 幸男
③ 論文題目	スマートフォンの知的財産と標準化
④ 論文の概要	2007年のスマートフォンの出現でモバイル市場は大きく変わった。特許調査からもわかるようにWintel連合が勢いを失くし、Apple社の特許出願件数が上がった背景には短期間で爆発的なiPhoneの世界シェア獲得や、Google社のAndroid OSの普及等が関係していた。しかし、世界シェアの獲得や、標準化されるのは決まって米国の企業が多く見受けられる。我が国の技術力は十分にあるのだが、なぜその技術が国内で留まっているのか。本研究では、スマートフォンに関連する企業の特許出願動向と世界シェアの関係を中心に研究を進め、企業の知的財産に関する経営戦略をグローバルな観点から再構築する必要性を主張する。

① 氏 名	垣田 善之
② 指導教員氏名	平松 幸男
③ 論文題目	環境都市の標準化と知的財産による産業活性化戦略について
④ 論文の概要	環境都市については持続可能な社会を実現するための手段として、世界中から注目と期待が寄せられており、多くの新規環境産業が計画されている。本論文では、環境都市に関わる日本の知的財産・標準化戦略のあるべき姿を研究した。現在の環境都市の検討状況については主に、政府系機関から入手した。特許データは検索データベースより、標準化動向については、IEC、NISTなどの公開情報から調査した。研究の結果、海外特許の取得を強化する必要があること、国際標準化については、アジア諸国との連携が必要であること、さらに、官民連携による情報の共有化やIT産業から環境都市市場への参入が重要であることを指摘した。

① 氏 名	黄 穎暉
② 指導教員氏名	平松 幸男
③ 論文題目	技術標準に含まれる特許問題に関する考察 —RANDとEx-anteを中心として—
④ 論文の概要	技術標準の普及と知的財産の保護については、この両者のバランスを維持するため、IPRポリシーの役割が不可欠である。その役割として、特許のホールドアップを起こす企業に対する抑止力の点から最も重要な効果をもたらすことを認識し、本論文では標準化機関のIPRポリシーにおいてRAND条件の明確化やライセンス条件の事前的な開示（Ex-ante宣言）などを今後進めるべきことを提言する。標準機関のIPRポリシーにおいてEx-ante宣言を導入すれば、競争原理を阻害することなく、RAND制度に起因する特許紛争（例えば：累積の高額な特許ライセンス料が原因の紛争）を減らせることが期待できる。

① 氏 名	竹村 茉莉
② 指導教員氏名	平松 幸男
③ 論文題目	通信・放送融合の著作権問題について —裁判例と各国の比較から導く日本の著作権法の有り方—
④ 論文の概要	新技術の発展や国際条約に対応するため、日本の著作権法は過去に何度か改正されてきたが、依然として新技術により生じた様々な伝達方法に対応が出来ていないと思われる。本論文では、特にIPマルチキャスト放送に着目し、日本の著作権法の改正動向の分析、諸外国での通信・放送融合における著作権の政策や法律改正の調査、判決が大きく揺れた「まねきTV事件」や「ロクラクⅡ事件」等の判例分析を行い、その結果を基に著作権法改正を提案する。提案内容は諸外国著作権法の調査結果を軸とし、IPマルチキャスト放送、有線放送、放送の区分を廃止、結合するものである。本提案により、将来の様々な技術的ニーズに応えられることが期待できる。

① 氏 名	藤田 優奈
② 指導教員氏名	平松 幸男
③ 論文題目	不正競争防止法2条1項12号(ドメイン名)の課題 —裁判例と各国比較法を中心として—
④ 論文の概要	インターネットの普及によって発生したドメイン名の不正取得・使用を規制するため、わが国では2001年に不正競争防止法にドメイン名の規定(12号)が設けられた。本論文では、急速に進歩するインターネットに対応する観点から、現状の12号に関連した法的な課題を明確化し、その改正の必要性和方向性を研究する。その結果、①諸外国は移転措置を認める傾向にあるため、日本でも不競法におけるドメイン名の規定に移転措置を追加する必要がある、②12号と商標法との関連および地名のドメイン名の対処の観点から、12号に地理的表示を追加する必要がある、③国際調和の観点から、条約制定の可能性を検討する必要があることを提言する。

① 氏 名	吉光 俊智
② 指導教員氏名	平松 幸男
③ 論文題目	パテントプールの適正化
④ 論文の概要	現代では、技術の高度化・複雑化、グローバル化、知財立国宣言により各々の分野で複数の特許権者が基本特許を所有しており、契約時の負担緩和や、技術発達の促進などから、パテントプールが注目されている。しかし、パテントプールが形成されるようになってから、問題も発生しており、未だ解決策はでない。 本研究では、独占禁止法、公正取引委員会のガイドライン等の現行の法環境下において運用されるパテントプールの問題点について論じ、これを改善するために特許有効性鑑定を行う新規の機関・企業の創設案、また、メンバーがパテントプールから脱退する際に、一定の義務を与える余地があることを指摘する。

① 氏 名	林 大介
② 指導教員氏名	山崎 攻
③ 論文題目	HEV用二次電池の協業関係と技術・事業・知財戦略に関する研究
④ 論文の概要	HEV/EVの販売台数が増加するなか、自動車各社は車載用二次電池に関する合弁企業を設立している。本研究では、①これら合弁企業を設立している企業間での企業戦略に違いがあるかを明らかにする事と、②HEV/EVでは、従来にない動力機関（モーター＋二次電池）の組合せが必要となり必然的に系列外からの部品購入が必要となる。従来産業構造が変化する（系列間垂直統合⇒水平）と考えられる為、この変化に自動車各社がどのように対応するかを明らかにする事を目的とした。その結果①合弁会社間での企業戦略差を明らかにした。②二次電池での合弁企業を設立している自動車各社の産業構造に対する対応を明らかにすることができた。

① 氏 名	野口 智博
② 指導教員氏名	山崎 攻
③ 論文題目	自転車用コンポーネントにおける事業、技術、知財分析
④ 論文の概要	本研究では、経営不振に陥り撤退したマエダ工業と、業績を維持し続けてきたシマノを、事業、技術、知財分析の3要素を用い何故このような差がでたのかを明らかにする。これらを明らかにする手段として、事業・技術面については四季報や社史等を用い収集分析した。知財面ではHYPAT-iを用い特許出願情報を収集し分析した。事業・技術面の成果として、マエダ工業は円高に対応できず、アメリカでのシェアを落としていったことが明になった。知財面では、マエダ工業がスラントパンタグラフという技術面で優れた特許を習得していたが、特許切れにより他社と差別化できるような技術が無くなり衰退する原因となったことが明らになった。

① 氏 名	木村 真崇
② 指導教員氏名	山崎 攻
③ 論文題目	HDD業界の知的財産戦略に関する研究 —シーゲート社の知的財産戦略の分析—
④ 論文の概要	知的財産戦略は、自社技術開発による知的財産戦略と買収による知的財産戦略とに分けられる。本論文では、米国特許等の分析から、シーゲート社の①自社技術開発による知的財産戦略、②買収による知的財産戦略を明らかにすることを目的とする。本研究により、①シーゲートの特許出願についての戦略は、近い将来主流になる技術をだけに集中せず、更に先に実用化される技術の開発に力を入れる傾向がある事が明らになった。②2005年以降の買収による知的財産戦略は、自社の弱点を早期に克服できる効果を持つ買収と研究している技術を更に伸ばす効果を持つ買収とを使い分けることにより、競争力強化を図る目的があった事が明らとなった。

① 氏 名	藺 政良
② 指導教員氏名	山崎 攻
③ 論文題目	光ファイバケーブルの技術・事業・知的財産面からの事業化戦略に関する研究
④ 論文の概要	本研究では、①日本の電線メーカーが光ファイバケーブルの事業化に成功した理由を明らかにすること、②電線メーカーの同事業化についての事実関係を明らかにすることを目的とし、これらを明らかにするために、事業・技術面については各種報道資料から業界情報を、技術・知財面については特許出願情報を収集、分析した。その結果、①第1の目的に対する成果として、VAD法開発により優れた特性の光ファイバを量産可能にしたこと、ケーブル周辺機器も含めた開発によりシステム化・パッケージ化を進めたことにあることを明らかにできた。②第2の目的に対する成果として、既存製品である銅線ケーブルの製品代替があったことを明らかにできた。

① 氏 名	瀧山 翔太
② 指導教員氏名	山崎 攻
③ 論文題目	繊維分野における新素材の研究開発・事業化に関する知的財産戦略の特許版PPMを用いた分析
④ 論文の概要	炭素繊維のイノベーションプロセスを分析しモデル化するため、イノベーションに係る知的財産面と、各社のキャッシュフローからみた知的財産戦略の差異を新導入した特許版PPMより分析した。基本特許は公的機関によるものであり、企業において重要となるキャッシュフローの概念なしに実施許諾を行えたこと、並びに先発メーカーが市場を牽引し、後発メーカーは製造に特化しシェアを確保、又は優位性が得られない傾向が明らかになった。また、先発メーカーのキャッシュフローは先発メーカーのセオリーに沿い、後発メーカーでは一部技術で先発優位性を確保するが、概ね後発メーカーのセオリーに沿う戦略が明らかになった。

① 氏 名	藤田 翔太
② 指導教員氏名	山崎 攻
③ 論文題目	TV用LEDバックライト業界の事業戦略面、技術戦略面、知財戦略面に関する研究
④ 論文の概要	本研究ではこれまで主流だったCCFLがLEDに切り替える際にどのようなきっかけがあったかを明らかにする。各社の事業面、技術面、知財面からの分析を行うために、会社概要、事業別売上高、特許分類コードと年度を掛け合わせた特許マップを企業ごとに作成し、比較した。研究の成果では、ライセンス契約や実施許諾、各メーカーの技術開発によって、技術の幅が広がり、バックライトが薄く、低コスト、低消費電力の液晶TVを製造できるようになり、LEDバックライトへ切り替わった。また、欧米の企業とライセンス契約を活発に行っており、契約には欧米の企業を利用するとともに特許係争を避けるためであることが明らかになった。

① 氏 名	高橋 栄
② 指導教員氏名	宇佐見 弘文
③ 論文題目	審査基準改訂による医薬用法用量特許の審査実務の動向
④ 論文の概要	平成21年11月の医薬発明の審査基準改訂により、医薬の用法用量に関し新規性が認められ、新たに特許対象となった。製薬業界にとって「医薬用法用量特許」という選択肢が増えたことは、特許戦略上多大な影響を与えるものと考えられる。本論文では、審査基準の新旧対比を行い、用法用量に関する考え方の変化を分析した。更に審査基準改訂後に医薬用法用量に関して特許された事例の包袋を分析し、実際の審査実務について詳細に考察した。また、諸外国における医薬用法用量に関しても最近の判例等を参考に主要国の動向の把握を行った。そして平成23年12月28日に改訂の行われた特許延長制度との関係性について考察を行った。

① 氏 名	酒井 康充
② 指導教員氏名	宇佐見 弘文
③ 論文題目	特許延長登録について
④ 論文の概要	延長登録出願の延長の可否については、延長の処分の対象となる物を「有効成分」、その用途を「効能・効果」として判断されてきた。ところが、「パシーフカプセル延長登録出願事件」において最高裁判所は、「先行医薬品が延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項の特許発明の技術的範囲にも属しないとき」と場合を限定して特許庁の運用を否定する判決を行っていた。その後、審査基準の改訂が行われた。 これについて考察してみると、最高裁判決との齟齬は見られないもののこれまで特許庁が運用してきた審査基準における延長登録の可否と異なる場合が見られることが明らかとなり、今後、係争の可能性となることが示唆された。

① 氏 名	知的財産研究科修了生
② 指導教員氏名	高島 喜一
③ 論文題目	進歩性における課題について
④ 論文の概要	進歩性判断は、本願発明とは異なる課題であっても、課題を有する引用発明に基づいて、別の思考過程により、当業者が請求項に係る発明の発明特定事項に至ることが容易であったことが論理づけられたときは、少なくとも構成の容易推考性が成立するというのが、日本、米国、欧州特許庁での考え方であった。しかし、近年この考え方を修正・変更する新しい考え方に基づく判決が連続してなされている。本論文では、従来の考え方に基づく判例の代表的なものとして飲料用ボトル事件、新しい考え方に基づく判例の代表的なものとして換気扇フィルター事件を取り上げ、両事件を分析・比較することにより、進歩性判断における課題の役割について考察を行った。

① 氏 名	倉持 佳菜子
② 指導教員氏名	高島 喜一
③ 論文題目	遺伝子の特許性について
④ 論文の概要	21世紀を迎え、遺伝子による新たな産業革命が胎動しており、特許を武器とした遺伝子ビジネスに注目が集まっている。一方で遺伝子特許を通じての、アンチパテントの主張も再燃している。本論文は、未だに議論の尽きないこの新分野に知財制度がどのように対応していくのかを、米国ベンチャー企業に始まったバイオ産業の歴史から現状を踏まえ、問題点を生命倫理、研究の阻害可能性、発明の成立性、進歩性判断の各国の違いに分けて検討した。その結果、発明の定義からして機能の確定していない遺伝子は発明として成立していないこと、また、研究成果に見合った保護範囲という点から、遺伝子は用途発明に限定するべきであるとの結論に至った。

① 氏 名	樋上 善樹
② 指導教員氏名	高島 喜一
③ 論文題目	明細書における、新規事項について
④ 論文の概要	明細書等における補正可能な範囲は、旧特許法53条のいわゆる「明細書の要旨変更」から、現行特許法17条の2第3項の当初明細書等に「記載された事項の範囲内」、いわゆる「新規事項追加禁止」へと法改正がなされ、審査基準も、旧法から現行法への移行に伴ってのみならず、現行法下でも幾つかの変遷を経てきている。本論文は、法律改正の経緯、及び、夫々の審査基準の改訂経緯・内容を整理、明確にした上で、各々の法律及び審査基準の下での補正可能な範囲の比較を行い、問題点を明確にし、なぜ、改正・改訂が必要であったかを検討し、それをふまえ、今後現行法が改正される際の方向性、あるべき姿について研究した。

① 氏 名	松下 裕紀
② 指導教員氏名	高島 喜一
③ 論文題目	医療行為における特許法制の在り方について
④ 論文の概要	本論文は日本における医療行為に対する特許法の在り方についての論文である。現在、我が国の特許法の運用では医療行為は特許として認めない運用を行っている。しかし、近年、iPS細胞をはじめとした再生医療や遺伝子治療など医療の発達はめまぐるしく進歩し、それに伴って運用方針も変化していくことが予想される。しかし、運用方針が改定される場合には、様々な問題が発生する事が考えられる。特に医療行為という特殊性から特許化に反対する説が根強い。 そこで、本論文では、医療行為を特許の対象とした場合でも、医療行為を円滑に行うことができかつ特許権としての排他的独占権を満たすには、どのような政策を行えばよいか検討する。

① 氏 名	石田 尚史
② 指導教員氏名	森 正幸
③ 論文題目	高等学校における知的財産教育
④ 論文の概要	近年、産業の空洞化とこれに伴う知財の空洞化が懸念されている。これを防ぐために、多くの人が知的財産を意識せねばならない。そのため、将来わが国を支えることになる子どもたちに、知的財産教育が行われることが望ましい。本論文は高等学校における知的財産教育をテーマとしている。平成24年度より実施の新学習指導要領で、知的財産の文言が初めて、その内容に盛り込まれた。そこで、新指導要領での教科・科目での知的財産の取り扱いについて調査を行った。また、特許情報研修館の平成23年度の高等学校への知的財産普及事業について、大阪府立城東工科高等学校での取り組みを紹介した。また、知的財産教育に必要なことを検討した。

① 氏 名	谷川 智秀
② 指導教員氏名	森 正幸
③ 論文題目	ソフトウェア特許の問題点
④ 論文の概要	コンピュータは、特定の機能を実現する装置を制御するだけでなく、今日では、物理的な現象もコンピュータ内でシミュレーションできるようになり、様々な産業分野においてもコンピュータの利用分野はますます広がっている。ソフトウェアは、財産的価値が高まる一方で、法的対応・保護に関して国際的な不整合・相互矛盾が顕在化している。各国の対応においてこれらの問題については未だ統一的な見解がなされているわけではない。そこで、本稿では、日欧米をはじめとする各国間での相違を分析し、ソフトウェアに係る発明について、効果的な権利取得のために特許クレームのドラフトに際し、権利化を図るうえで実務上最も留意すべき事項を検討する。

① 氏 名	三大寺 正州
② 指導教員氏名	森 正幸
③ 論文題目	医療方法と特許
④ 論文の概要	現在、医療方法の特許については特許法29条1項柱書きを根拠に産業上利用可能性がないとして特許法の保護対象とはならないとされている。しかし、我が国での裁判例の一例である「手術支援法事件」の判旨には、「一般的にいえば「産業」の意味を狭く解しなければならない理由は本来的には無い、というべきであり…法解釈上、これを除外すべき理由を見いだすことはできない、とする立場には、傾聴にあたいるものがあるということが出来る。」と判事されている。また、米国や欧州の異なる制度も取り上げる。本稿では、医療方法の特許することに賛成する立場にある。医療方法の特許する場合、どうあるべきかを検討する。

① 氏 名	大田 直輝
② 指導教員氏名	生駒 正文
③ 論文題目	不正競争防止法 2 条 1 項10号・11号の規制強化の問題点について
④ 論文の概要	技術的制限手段の保護範囲について拡張すべきであるか否かについてたびたび論じられている。我が国の不競法は23年に技術的制限の回避規制強化がされた。主な改正点として、刑事罰の導入及び規制対象の拡大が挙げられる。これらは妥当であるか否かについて論じる。もう一方の論点として、請求権の主体について論じる。以上の論点を検討するために、不競法及び著作権法の制定の背景及び保護範囲について明らかにした上でマジコン事件、チューナー事件に触れ、今回の不正競争防止法改正に及んだ経緯について検討する。また、米国法やACTA条約に触れ、日本の技術的制限手段の回避規制の今後を検討する。

① 氏 名	佐藤 光洋
② 指導教員氏名	生駒 正文
③ 論文題目	不正競争防止法における色彩自体の商品等表示性 —色彩の出所表示機能とその保護の可能性について—
④ 論文の概要	不正競争防止法（不競法）における色彩自体の表示の保護について検討を行った。色彩は、誰でも自由に利用でき、出所を表示する機能はなく、原則として不競法 2 条 1 項 1 号による保護を受けることはできない。しかしながら、色彩自体に特別顕著性がある、使用による二次的意味を有する等、出所表示機能を獲得した場合にのみ、不競法による保護の対象となる。そのためには、色彩の商品等表示性、周知性、さらに出所混同の各要件の存在について、例えば、色彩表示の一貫的な使用、全国的な宣伝広告、需要者の高い認知度等を主張立証することが必要である。さらに、色彩の非機能性についても主張立証する必要がある。

① 氏 名	嶋 祥宏
② 指導教員氏名	生駒 正文
③ 論文題目	地理的表示の保護に向けた地域団体商標制度の意義と限界
④ 論文の概要	地域団体商標制度は、地域ブランドを適切に保護しきれていない。喜多方ラーメンのような著名な地域ブランドが地域団体商標の周知性を有していないとして、拒絶されている。本稿では、この点に鑑み、著名な地域ブランドが地域団体商標制度により保護されなかった理由を検討した。 結果として明らかになったのは、地域団体商標のいう周知性とは、商標そのものの識別力ではなく、商標と使用者との結び付き、すなわち出所表示に関する識別力を指すということである。これにより、喜多方ラーメンが地域団体商標として保護されなかったのは妥当との結論に至った。そこで、著名な地域ブランド保護の一施策として、証明商標制度の導入を提案した。

① 氏 名	西井 誠司
② 指導教員氏名	生駒 正文
③ 論文題目	連載漫画のキャラクターの著作物性と著作権侵害の対象
④ 論文の概要	近年のキャラクターは、様々なコンテンツの拡充や、人気キャラクターやデザイナー、作家とのコラボレーションによって新たな切り口でキャラクターが描かれることで、その魅力を高め、新たな顧客を獲得し、日本におけるキャラクターは日本の経済活動に貢献しており、日本を代表するビジネスモデルとなっている。その一方で、日本にはキャラクター自体を直接保護する法律はなく、予想される侵害態様や存続期間等を考慮して、既存の法律による保護がなされているのが現状である。本稿では、キャラクターを外観（色彩、形状）で保護する著作権において、「漫画」のキャラクターについて裁判例や学説を基に、その著作物性や侵害を検討していく。

① 氏 名	深谷 元
② 指導教員氏名	生駒 正文
③ 論文題目	新しい商標（非伝統的商標）の保護の検討
④ 論文の概要	近年の経済の国際化やインターネットの普及により、従来日本で保護されてきた商標のタイプでない動画、音、香り、特定の色彩などの新しい商標（非伝統的商標）が見受けられる。現在日本の商標法では保護対象としていないが、欧州、欧米等主要な諸外国では既に保護対象となっている。そこで、日本での保護を考えた場合に、現行商標法による保護又は商標法改正により条約、他の権利等の問題を検討する。 その結果、日本においても非伝統的商標を保護するために現行商標法、不正競争防止法による対応では不十分であり、非伝統的商標を認めるにあたって商標法を改正し、日本においても非伝統的商標を認めるべきと提言した。

① 氏 名	南川 雅昭
② 指導教員氏名	生駒 正文
③ 論文題目	著作権法におけるコンピュータプログラムの保護領域に関する考察
④ 論文の概要	我が国では、コンピュータプログラムは著作物であると、著作権法により規定されている。だが、プログラムに関する著作権侵害事件の多くは、「創作性」欠如を理由としてプログラムの著作物性が否定され、プログラムにおける「処理の流れ」も又、単なるアルゴリズムだとして、著作権に基づく保護が否定される傾向にある。 このような理由で、権利行使が出来ないようでは、法に対する信用が損なわれてしまうだろう。だからこそ、本稿では過去の判例を基に、著作権法におけるプログラムの創作性の幅と権利行使可能な保護領域について考察し、創作者と利用者、又は第三者との権利バランスを考慮してプログラムを法的に保護する方法を模索する。

① 氏 名	知的財産研究科修了生
② 指導教員氏名	高橋 寛
③ 論文題目	間接侵害の法的考察：放送とネット関連判例を中心として
④ 論文の概要	著作権に係るいわゆる間接侵害に関し、選撮見録事件及びまねきTV事件の控訴審（知財高裁）判決と上告審判決とを比較検討しつつ、放送番組転送サービス等提供事業者へのいわゆるカラオケ法理の適用の限界・問題点を分析・考察し、特に管理・支配性の基準の曖昧さを明らかにし、その結果、立法による基準の明確化の必要性、及び、当該サービス関連機器等への私的録音録画補償金制度の適用・拡充をすべき旨提言する。

① 氏 名	井土垣 慧
② 指導教員氏名	高橋 寛
③ 論文題目	複製権侵害の成否の諸問題について
④ 論文の概要	複製権に関し、裁判例として、ワン・レイニーナイト・イン・トーキョー事件、スターデジオ事件、雪月花事件及び土地宝典事件を取り上げて分析・考察し、その結果、文化審議会著作権分科会報告書に提言されている一般的な権利制限規定A類型導入の必要性、複製の定義の見直し、及び、公衆送信権に係る同一構内の例外を参考にした権利制限規定の導入をすべき旨提言する。

① 氏 名	植屋 健吾
② 指導教員氏名	高橋 寛
③ 論文題目	映画の著作物の並行輸入問題について
④ 論文の概要	映画著作物に係る並行輸入に関し、特許権に係るBBS事件最高裁判決及び商標権に係るフレッドペリー最高裁判決と比較検討しつつ、中古ゲームソフト事件最高裁判決及び101匹ワンちゃん事件東京地裁判決の射程等について考察し、その結果、101匹ワンちゃん事件判決は今や先例的価値がなく、頒布権の効力のうち譲渡については、国内消尽のみならず国際消尽も認めるべき旨の見解を提示する。

① 氏 名	樫野 弘明
② 指導教員氏名	高橋 寛
③ 論文題目	二次的著作物の権利関係の明確化及び原著作物の著作者の権利範囲の検討
④ 論文の概要	二次的著作物に係る原著作物の著作者と二次的著作物の著作者との権利関係（著作権法28条）に関し、キャンディ・キャンディ事件最高裁判決とポパイ・ネクタイ事件最高裁判決とを比較検討するとともに、前者に対する学説（賛否両論）を取り上げて考察し、その結果、前者の不可分一体説を原則としつつ、江差追分事件最高裁判決等の本質的特徴直接感得説を応用して一定の例外を認める、すなわち、二次的著作物の著作者のみの表現上の本質的特徴を直接感得できる部分（要素）については同著作者のみが権利を行使し得る旨の結論を提示する。

① 氏 名	知的財産研究科修了生
② 指導教員氏名	高橋 寛
③ 論文題目	タイプフェイスの著作権保護 一日中判例の比較を通じて―
④ 論文の概要	日本及び各国におけるタイプフェイスの保護に関する法制及び国際条約を紹介するとともに、日本（ゴナ書体事件）と中国（倩体書体事件）の判決を通じて、日中両国のタイプフェイスに対する著作権性の判断基準と考え方について比較する。そのほか、単字に対する保護の可能性や権利制限のあり方について検討する。その結果、日本は、美術著作物より緩やかな基準を採用しつつ、印刷の通常の過程での使用は許諾を要しない旨の規定を導入すべきであり、また、中国はタイプフェイスの特質に即した保護要件や権利内容・制限を整備すべきである旨提言する。

① 氏 名	森野 聖都
② 指導教員氏名	高橋 寛
③ 論文題目	著作権法における権利制限規定（フェアユース）について
④ 論文の概要	著作権の権利制限に関し、近時の法改正の動向を紹介しつつ、文化審議会著作権分科会報告書における一般規定導入に関する提言について考察し、また、米国におけるサンプリング訴訟に対するフェアユース（米国著作権法107条）の適用について分析し、その結果、我が国著作権法に、個別制限規定を補完する広範な一般規定を導入すべき旨提言する。